観光案内サインガイドライン

1-1 三原市観光案内サインガイドライン策定にあたって

1-1-1 ガイドライン策定の背景と位置付け

三原市では、まちづくりの理念である「1人ひとりが輝くまち」「幸せを実感できるまち」「活力を生み出すまち」を実現するため、市民、事業者、関係団体及び行政が一丸となって観光振興に取り組む指針「三原市観光戦略プラン(H25年)」を策定し、市民と協働で、観光交流人口増大の取り組みを行い、豊かな市民生活の実現と、地域経済の活性化に努めることとしている。

三原市内には、自然を活用した景勝地や神社仏閣等の文化施設等、広域に観光施設が点在しており、観光地としての十分なポテンシャルを有している一方で、観光案内サインの不足や表記の不統一等により、必ずしも分かりやすいものになっていない。

そのような状況を踏まえ、「三原市観光戦略プラン(H25年)」では、戦略のプロセス「着地情報の発信」として、自動車利用が74.4%(H24年)を占める三原市の観光客に情報発信し、三原市内の周遊を促すことや、三原市の入口であるJR三原駅、三原港、広島空港において着地情報を発信することが位置付けられている。その具体的な施策として、「受入体制の整備」として、サイン看板における配置計画と表示デザイン案を定め、計画的な設置と統一コンセプトに拠ったデザインにより、めざす観光地を正確に案内する機能、立ち寄りを促す機能を充実化させることが定められている。

1-1-2 ガイドラインの目的

上記のような位置付けのもと、本ガイドラインは、三原市の観光案内サインについて、現状の問題点を踏まえた基本方針を設定し、それに基づいて統一的な基本デザインや設置基準をとりまとめたものであり、これにより統一のとれた観光案内サイン整備を推進することを目的とする。

そのため、様々な観光案内サインの設置主体(行政、観光協会、各観光施設や市民団体等)で横断的、総合的に取り組む必要があり、各設置主体への十分かつ継続的な周知が必要である。 また、本ガイドラインはあくまで基本的な指針であり、各地点における具体的な設置段階では個別の現地状況等に応じて柔軟的な対応を行うものとすることを前提とする。

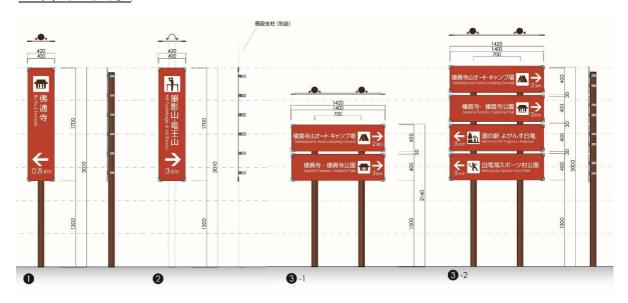
1-2 三原市観光案内サインガイドラインの対象範囲

三原市観光案内サインガイドラインの対象エリアは三原市全域とし、対象とする観光案内サインは、来訪者が目的地となる観光施設まで車両や徒歩で到達する際に現地で誘導支援を行うサインや、観光施設内で情報提供を行うサインであり、下記を対象とする。

a.車両系

①誘導サイン

端末アクセスルート(市道)、エリア内周遊ルート(市道)の誘導サイン。分岐点における 方向と距離を示し、来訪者が迷わず目的の観光施設まで到達できるようにする。(<u>国道、県道</u> の主要観光ルート、広域周遊ルートについては通常の道路標識での対応とし、本ガイドライン の対象外とする。)



②観光施設駐車場サイン

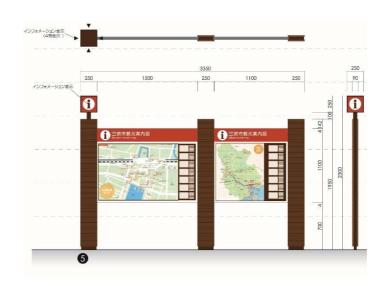
来訪者が目的とする観光施設に到着したことを示すと同時に、迷わず駐車場に入ることができるようにする。観光施設のサインに固有の統一デザインがある場合はそのデザインに沿うものとし、このようなサインの統一デザインが無い施設の場合に準拠するデザイン設定とする。



b.歩行者系

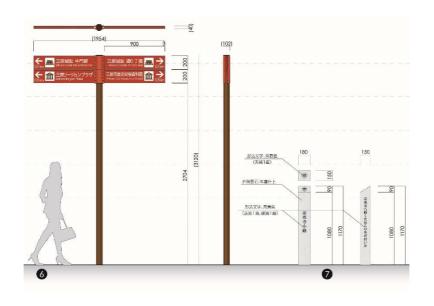
③総合案内サイン

地図情報とともに、現在地周辺にどのような観光施設等があるか総合的、網羅的に案内する サイン。三原駅前や道の駅等、交通結節点や主要観光拠点に設置する。



④街なか誘導サイン

まち歩きを行う歩行者を対象とした、街なかの分岐地点の誘導サイン。また、城下町エリアでは、西国街道を主要経路とし、そこから派生する小路(しょうじ)の入口部分に小路名を示したサインを設置する。基本的にガイドマップ等を見ながらの散策を前提に、それを現地で補完するサインとして位置付ける。



⑤観光施設案内サイン

観光施設内に設置する、観光施設全体の概要を紹介する案内サインや、観光施設内の主要スポットでの解説サイン。観光施設のサインに固有の統一デザインがある場合はそのデザインに沿うものとし、固有の統一デザインが無い施設の場合に準拠するデザイン設定とする。



⑥文化財案内サイン

小早川氏城跡(高山城跡、新高山城跡、三原城跡)共通の案内サイン、解説サイン。



1-3 三原市の観光案内サインの現状と問題点

1-3-1 三原市の観光案内サインの設置主体

三原市の観光案内サインは、市町村合併前の各行政単位の各管轄課(建設課、観光課、教育委員会等)や、旧市町の観光協会、観光施設事業者、民間団体等の多様な主体により設置されてきており、老朽化等に伴う観光案内サインの撤去や板面修正には、設置主体の特定が必要となる。

1-3-2 三原市の観光案内サインの問題点

a.誘導サインの不足

観光施設までの車両ルート上の誘導サインが不足しており、来訪者が不安感を抱いたり、道に迷ってしまう。また、街なかの歩行者系誘導サインも不足しており、三原城跡の天主台跡、中門跡、舟入櫓跡等へ誘導するサイン、城下町散策(社寺仏閣等の文化財巡り)を促す誘導サイン等が不足しており、散策を誘発できていない。誘導サインの充実が必要である。



三原久井 IC 方面から佛通寺へのアクセスルート 佛通寺へは左折だが、誘導サインが無いため迷って しまう。



正法寺小路 誘導サインが無いため、小路名やその先に見える寺 も分からず、城下町散策を誘導できていない。

b.観光施設名称の不統一。破損したまま放置されたサイン

観光施設の名称が不統一のまま放置されている(「果実の森」と「向用倉農業公園」は同一施設であるが両方の誘導サインが混在したままとなっている)。あるいは、破損したサインがそのまま放置されている。サインの整理が必要である。





「果実の森」と「向用倉農業公園」 同一施設だが、2種類の名称が混在している。



破損して放置されたサイン 機能せず景観を阻害してい

c.サインのデザインに統一感が無い。

合併前の旧市町単位や設置主体それぞれに、独自のサイン規格(板面の大きさや色、フォント等)でサインが設置されてきており、サインのデザインに統一感が無く散在しており、景観を阻害している。全域で統一されたサインのデザインルールが必要である。













d.サインの乱立

交差点では、様々なデザインの誘導サインが無秩序に乱立しており、来訪者が認識しにくく、 景観も阻害している。統一デザインでのサインの整理統合が必要である。





1-4 三原市の観光案内サインの基本方針

1-4-1 基本方針

三原市の観光案内サインの問題点を踏まえ、観光案内サインの基本方針を下記のように設定する。

1. 利用者本位で見やすく、常に機能していること

サインは利用者の利便性向上のために設置されるものであり、これに寄与しないサインは無い方がよい。(不足は新設し、不用なものは撤去し、サインは必要最小限に。)

2. 来訪者を迷うことなく観光施設まで導くこと

観光施設までの奨励ルートに基づき、分岐点への誘導サインの設置により来訪者を迷うことなく観光施設まで導くことができるよう、不足ヶ所の抽出と設置を行う。

設置にあたっては、優先順位を整理し、必要性の高いものから順次設置を進めていく。

3. 観光施設名称の統一、破損したサインの撤去・更新

ガイドブック等も含めて観光施設名称が複数混在している施設は名称を統一し、サインもこれも準拠して整理する。また、破損したサインは放置せず撤去し、必要に応じて更新を行う。

4. 景観との調和

様々なサインが乱立する風景は、都市部や田園部を問わず来訪者を興冷めさせてしまう。都 市景観や田園景観を阻害しないデザインのサインにより既存サインを整理統合し、さりげなく 来訪者の誘導支援を行う存在を目指す。

また、デザインは長期にわたり遵守されるものとして、三原市らしいデザインコンセプトを 取り入れる等、長く市民の共感を呼ぶものが求められる。

5. 国内共通仕様をふまえる

ユニバーサルデザイン対応と国際規格への国内共通仕様としての取り組みを明示した「観光活性化標識ガイドライン」(国土交通省・2005年)に準拠する。

6. 多用な情報発信媒体との情報の整合性の確保、一体的な情報発信

サインは、パンフレットやガイドブック等の紙媒体やカーナビ、パソコン、携帯電話等のIT 機器等のメディアと相互に補完させるものとして考える。基本的に、サインのみで完全な案内 を行うことは不可能であり、一定の限界があることから、「来訪者は未知の場所に旅行する場合 には、道路地図などであらかじめ経路の選定をし、その経路を標識サインで確認しながら旅行 する」前提で考え、サインは目的地に到達するまでの補完情報として考える。

7. ライフサイクルコストの低減化

サインは、整備費、維持管理費をトータルしたライフサイクルコストの低減化が図れるよう、 経済的かつ耐久性が高い構造および板面プリント方式を採用する。

8. ガイドラインの関係機関への周知と、長期間の徹底

サインは一度設定されると当面は撤去が困難であることが多いため、本ガイドラインを官民 問わずサイン設置主体の可能性のある関係機関に周知を徹底する。また、統一感ある景観形成 には数十年の時間が必要であり、本ガイドラインは長期間徹底して取り組むものとする。

1-4-2 基本方針を踏まえた今後の取り組み

今後の取り組みの中で、特に重要度の高いものを整理する。

a.観光案内サインの設置管理に係る連携体制の構築

本ガイドラインを官民問わずサイン設置主体の可能性のある関係機関に周知を徹底し、新たな観光案内サイン設置の際には三原市観光課と協議を行うこととし、表示内容やデザインの統一を図っていただけるよう連携体制を構築する。

b.端末アクセスルート上の誘導サインの設置

目的地となる観光施設までの誘導が最も重要度が高いため、端末アクセルルート上で誘導サインが無いと迷う地点(優先順位★)や、名称統一のための板面修正(優先順位★)を最優先に整備をすすめる。

特に、広域観光施設(市外や県外のより広域からの来訪者が想定されるような、来訪のフックとなる三原市を代表する観光施設)への端末アクセスルートを優先的に整備する。

c.三原城築城 450 周年関連

平成 29 年の三原城築城 450 周年にむけて、三原城跡の総合案内板や解説板、およびこれに付随して駅北の城下町エリア散策や、中門跡、舟入櫓跡等の JR 三原駅~三原港までの中心市街地のまち歩きを誘導する総合案内板や誘導サインの充実化が求められる。

1-5 基本デザイン

1-5-1 基調色

a.タコツボ色

- ●三原市の観光資源として、全国レベルで最も特色的なものは「タコ」であると思われる。 他地域には無い色彩イメージとして、「タコツボ」をイメージした赤茶系色を背景色とし た板面デザインとする。タコツボ色の例: DIC305、マンセル値 5.7R 3.3/8.8
- ●タコツボ色は、三原市の和洋が混在した都市景観(三原市は主に JR 山陽線北側の城下町の和風景観、JR 山陽線南側の帝人通り、港町を中心とした明治以降のレンガ的な洋風景観が混在する都市である)にも、田園景観にも調和する色彩であり、視認性も高い。
- ●道路標識の禁止標識等で用いられる赤色よりも落ち着いた赤茶系色であり、明確に区別できる。





b.MIHARA ディープブルー

- ●三原市の市章は、「海・山・空 夢ひらくまち」を表したものであり、雄大な大空を表す「ライトブルー」、山々や豊かな大地を表す「グリーン」、瀬戸内海の青い海を表す「ディープブルー」の三色で表現されている。このうち、全国的に見て最も特徴的なことは瀬戸内海沿岸地域であることであり、「MIHARA ディープブルー」を背景色として採用する。「三原市観光戦略プラン(H25 年)」における基本方針のコンセプトも「瀬戸内」をキーワードとしている。
- ●市章の三色をサイン板面に使うと煩雑なデザインとなってしまう。来訪者への視認性や 景観との調和を考慮し、一色での背景色とする。(市章の一色表現ではディープブルーが 使われている。)
- ●「タコツボ色」よりも、白文字がはっきりと浮かび上がり、文字の視認性が高い。また、 既存の道路標識や自転車道サインと同様に背景色が青色系であり、全体として景観に統 一感がある。
- ●課題としては、瀬戸内沿岸の市町村は他にも多くあり、三原市だけの特色という意味では「タコツボ色」よりも弱い。

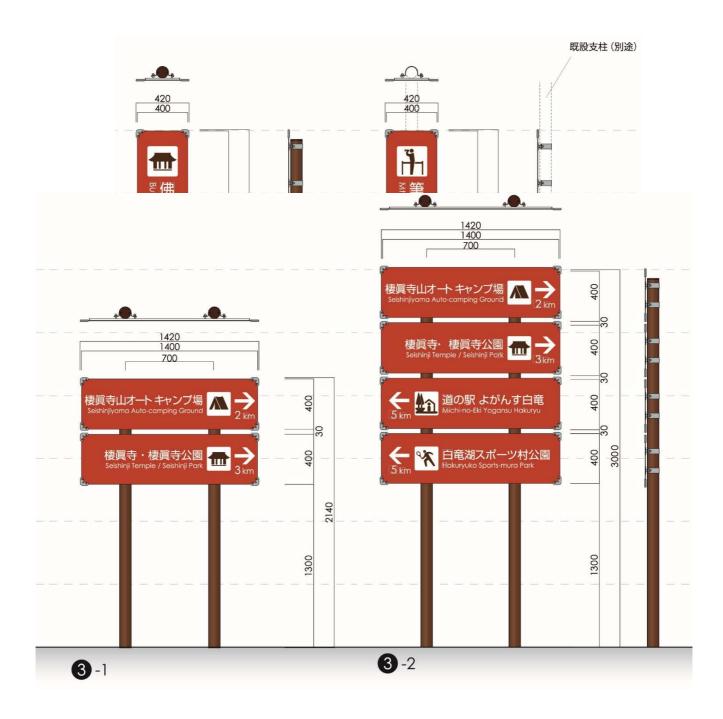
市章のバリエーション タイプ1(和+英) タイプ2(和) タイプ3(英) タイプ4 (ロゴなし) MIHARA 三原市 MIHARA タイプ5 (1色表現) MIHARAライトブルー DIC 99 (C85% Y5%) MIHARAグリーン DIC 173 (C90% Y80%) MIHARAディープブルー DIC 182 (C100% M40%)

1-6 観光案内サインの設置基準

1-6-1 車両系

a.誘導サイン

端末アクセスルート(市道)、エリア内周遊ルート(市道)の誘導サイン。分岐点における 方向と距離を示し、来訪者が迷わず目的の観光施設まで到達できるようにする。



※上記寸法は参考値であり、設置場所に応じて設定するものとする。

- ●進行方向側の自然と目線が行くアイストップの位置にある路側部に設置する。(対向車線側は対向車やそのヘッドライトにより表示板への視認性が遮断されるため、やむを得ない場合を除き進行方向車線の路側へ設置する。)
- ●最も視認性の高い道路上部に設置される通称「肩持ち式表示板」は、研究結果では視認性の点において肩持ち式と路側式の差異は小さいとされており(「景観に配慮した道路案内標識の設置方式と機能について」独立行政法人土木研究所)、経済性の面から路側部への設置を基本とした。

イ. 規格および構造

- ●市道での端末アクセスルート、エリア内周遊ルートの車両系誘導サインは、設置場所に 余裕の無い場所も多いため、一施設のみ誘導する場合は板面は縦使いとし、コンパクト な形状とする。
- ●支柱は、地際の腐食に強いアルミ製を基本として設置環境に応じて設定するものとし、 維持管理の軽減化や長寿命化を図る。
- ●表示板は経済的で耐久性の高いものとし、耐候年数10年以上のプリント仕様とする。

ウ. 表示内容

- ●誘導サインにおいては、観光施設名(日本語、英語)、ピクトグラム、矢印と距離表示を 行うものとする。
- ●複数施設について表記する場合は、近い順に上から列記する。
- ●日本語のフォントの大きさは 10cm (設計速度 30km/h 以下の基準値)を標準とするが、端末アクセスルートではほとんど停車した状態で車内からサインを確認する状況も多く想定されることから、必要最小限の板面サイズとするため、8cm (視距離 20m での標準的な文字スケール)を下限値として設置場所に応じて設定する。

```
i) 漢字の大きさ
設計速度 70km/h以上 ……30cm (基準値)
40,50,60km/h ……20cm ( // )
30km/h以下 ……10cm ( // )
```

「道路標識設置基準・同解説」((社) 日本道路協会・S62年1月)

案内標識の標準的な文字のスケール

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による

- ●フォントの種類は視認性の高いゴシック体とする。
- ●英語表記は、固有名詞はローマ字(ヘボン式)とし、一般名詞は英語表記とする。(英語表記については下表参照)

(別表)

日本語	英語	
〇〇駅(前・入口)	OO Sta.	
〇〇小学校(前)	OO Elem. School	
〇〇中学校(前)	OO J.H. School	
〇〇高等学校(前)	OO High School	
〇〇郵便局(前)	OO Post Office	
〇〇病院(前)	OO Hospital	
〇〇正門(前)	OO Main Gate	
OO通り	OO Ave. OOSt. OOBlvd. のいずれか	
〇〇記念館(前)	OO Museum	
〇〇公園(前・入口)	OO Park	
〇〇橋	OO Brg.	
〇〇県庁(都・道・府)	OO Pref. Office	
〇〇市役所	OO City Office	
〇〇美術館(前)	OO Art Museum	
ООЩ	Mt.OO	
NIOO	OO Riv.	

出典:「道路案内標識改善方針(案)」(国土交通省道路局·H25年9月)

●各施設の観光施設名(日本語、英語)、ピクトグラムは次ページ表のように設定する。

番号	ピクト	日本語	英語
1	, à ů à	白滝山	Mt.Shirataki
2	SSS	みはらし温泉	Miharashi Spa
3	•Æ	すなみ海浜公園	Sunami seaside Park
4		竜王山	$\operatorname{Mt.Ryuou}$
5		筆影山	Mt.Fudekage
6		道の駅 みはら神明の里	Mihara shinmei no sato
7		三原城跡	Mihara Castle Ruins
8		佛通寺	Buttsuji Temple
9	Ħ	御調八幡宮	Mitsuki-hachimangu Shrine
10		久井の岩海	Kui no Gankai
11		吉田スポーツ広場	Yoshida sports Park
12	Ħ	久井稲生神社	Kui-inari-jinja Shrine

番号	ピクト	日本語	英語
13		宇根山家族旅行村	Uneyama Family Recreation Area
14		宇根山天文台	Uneyama Astronomical Observatory
15		新高山城跡	Niitakayama Castle Ruins
16		中央森林公園・三景園	Chuo Shinrin Park & Sankeien
17		女王滝	Jo-ou Falls
18		瀑雪の滝	Bakusetsu Falls
19		棲眞寺	Seisinnji Temple
20		棲眞寺山オートキャンプ場	Seisinjiyama Auto-camping ground
21	3	果実の森	Kajitsu-no-mori Park
22	X	白竜湖スポーツ村公園	Hakuryuko sports mura Park
23	¥î	道の駅 よがんす白竜	Yogansu hakuryu
24		芦田川源流の里	The source of Asida Riv.



設置イメージ. 車両系誘導サイン(①:1施設タイプ)

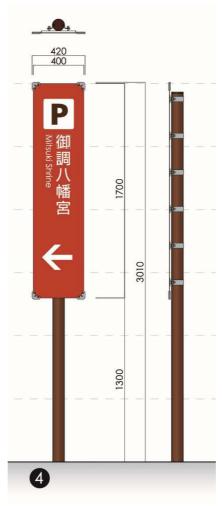


設置イメージ. 車両系誘導サイン (③-2:4施設タイプ)

b.観光施設駐車場サイン

来訪者が目的とする観光施設に到着したことを示すと同時に、迷わず駐車場に入ることができるようにする。

観光施設のサインに固有の統一デザインがある場合はそのデザインに沿うものとし、このようなサインの統一デザインが無い施設の場合に準拠するデザイン設定とする。



※上記寸法は参考値であり、設置場所に応じて設定するものとする。

ア. 配置

●進行方向側の自然と目線が行くアイストップの位置にある路側部で、観光施設の駐車場 進入口に設置する。

イ. 規格および構造

●車両系誘導サインと同仕様とする。

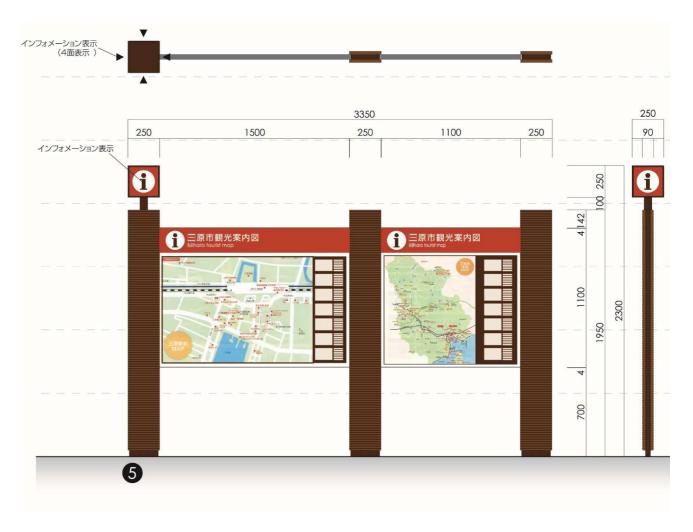
ウ. 表記

●基本的に車両系誘導サインと同仕様とし、駐車場を表すピクトグラム「P」を表示する。

1-6-2 歩行者系

a.総合案内サイン

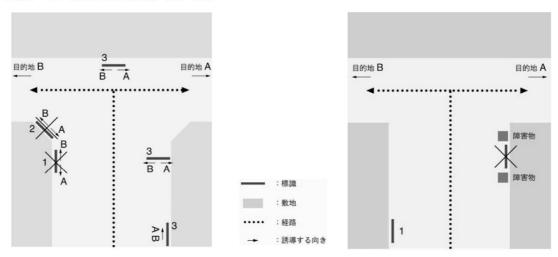
地図情報とともに、現在地周辺にどのような観光施設等があるか総合的、網羅的に案内する サイン。三原駅前や道の駅等、交通結節点や主要観光拠点に設置する。



※上記寸法は参考値であり、設置場所に応じて設定するものとする。

- ●動線の起点・終点の最も視認性の高い場所に設置する。
- ●利用者の主動線の延長上で自然な視線の終点に設置する。

図表 II — 6. 設置位置の考え方 (a) (b)



O交差部の設置位置 (a)

できるだけ3の位置に設置することが 望ましい。1や2の位置においては、方 向が混乱しやすいため、やむをえずこれ らの位置に設置する場合は十分な配慮が 必要である。

〇交差部の設置位置 (b)

標識が見つけやすいように障害物の陰にならない1の位置に設置する。特に駅周辺等の人通りの多い場所では通行の支障とならないことを前提に、見つけやすい位置に設置することが必要である。

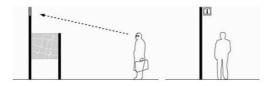
出典:「観光活性化標識ガイドライン」(国土交通省・H17年6月)

イ. 規格および構造

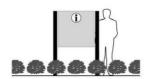
●総合案内サインの存在が全ての方向から視認できるように 4 方向に向けて「i」マークを表示する。

図表 Ⅱ — 2. 情報コーナーを表すピクトグラム設置の基本的な考え方

・標識の板面と観光客の動線が平行の場合:板面と垂直に設置



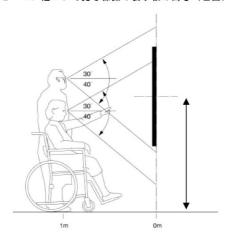
・標識の背面側からの観光客の動線が考えられる場合:裏面に表示



※ が、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号のうち、情報コーナーを表すピクトグラムである。

- ●表示板の高さは、ユニバーサルデザインの規定に留意して設定する。
- ●支柱は、地際の腐食に強いアルミ製を基本として設置環境に応じて設定するものとし、 維持管理の軽減化や長寿命化を図る。
- ●表示板は経済的で耐久性の高いものとし、耐候年数 10 年以上のプリント仕様とする。

図表Ⅱ―4. 近づいて見る標識の表示板の高さ(左図)及び幅(右図)の考え方



- 注 板面中心の高さは、立位の利用者と車いす 使用者の視点の中間の高さとされている 135cm程度と考えるのが適当である(※1)。 情報量が多い地図などで、車いす使用者に とって地図上部の判読が困難であると想定される場合は 125cm 程度とすることが望ましい(※2)。
 - (※1)「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による (※2)「道路の移動円滑化整備ガイドライ
 - ン」による

視方角45 表示板 视方角45

- 注 視方角(視軸と視対象のなす角度)が 45° 以下では表示内容の誤読率が増加して好ま しくない(※3)。
- (※3) 野呂影勇編「図説エルゴノミクス」 (1990 日本規格協会) による

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイ ドライン」(2001、国土交通省)を参考に作成。

図中の通常視野は日本建築学会編「建築設計資料集成3集」(1980、丸善)による

ウ. 表記

- ●主地図は、1~2km 四方を標準として考えるが、JR 三原駅前への設置を想定した場合、 城下町の散策を誘導できるよう、「城下町みはら散策マップ」(三次市観光交流会議発 行)掲載の範囲の掲載を目指す。
- ●表示内容の上部が進行方向の前方を示す方向と合致するよう地図の向きを合わせる。

図表Ⅱ―12. 図解標識の範囲・縮尺・向きの考え方

下記を参考に状況に応じて適宜設定する。

〇徒歩圏を詳細に案内する地図

	範囲	1km 四方程度
主地図	縮尺	1/600~1/1,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上
	範囲	2km 四方程度
副地図	縮尺	1/5,000~1/8,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上

○観光エリア全体の概略を案内する地図

範囲	行政区域に関係なく、特定の観光地として認識 される範囲
向き	設置状況に応じて適宜

※両方の地図を並べて設置する場合は、設置箇所に応じて適切な向きに統一する。

出典:「観光活性化標識ガイドライン」(国土交通省・H17年6月)

- ●総合案内サインの地図面の名称は2カ国語(日本語、英語(ローマ字・ヘボン式))表記を行う。
- ●フォントやピクトグラム等の大きさについては、下記の「観光活性化標識ガイドライン」 等を参考にする。

図Ⅱ─14. 案内標識の標準的な文字のスケール

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による

図Ⅱ—15. 地図内での標準的な文字やピクトグラムのスケール

	ピクトグラム	和文	英文
凡例部表示	24. Omm	10.5mm	8. Omm
特大サイズ	-	18. Omm	14. Omm
大サイズ	21. Omm	9. Omm	7. Omm
中サイズ	16.5mm	7. Omm	5.5mm
小サイズ	12. Omm	5. Omm	4. Omm

「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」による

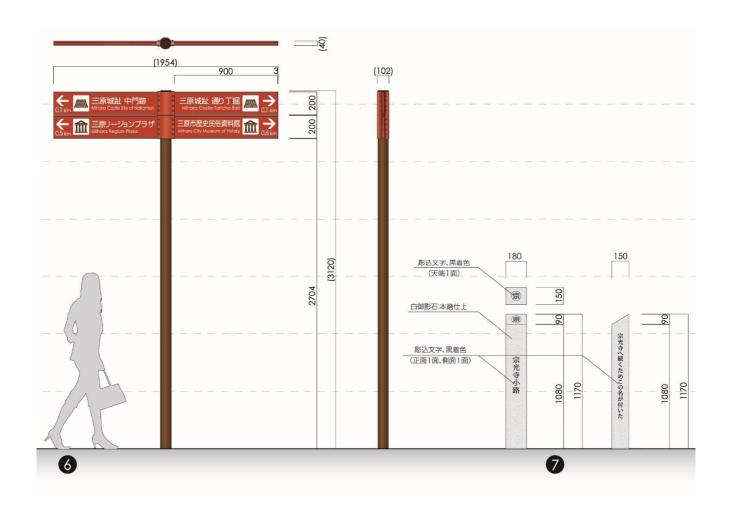


設置イメージ. 歩行者系 総合案内サイン(⑤)

b.街なか誘導サイン

まち歩きを行う歩行者を対象とした、街なかの分岐地点の誘導サイン。また、城下町エリアでは、西国街道を主要経路とし、そこから派生する小路(しょうじ)の入口部分に小路名を示したサインを設置する。

基本的にガイドマップ等を見ながらの散策を前提に、それを補完するサインとして位置付ける。



※上記寸法は参考値であり、設置場所に応じて設定するものとする。

- ●主要観光資源へのアクセスルート上の歩道の交差点、分岐点に設置し、ガイドマップ等 を見ながら移動する来訪者への補完情報を提供する。
- ●小路サインについては、西国街道を城下町散策の主要移動経路とし、西国街道と各小路 の接点(小路への入口部分)に設置し、小路への散策誘導を図る。

イ. 規格および構造

- ●歩道の建築限界 2.5m のクリアランスを確保する。
- ●支柱は、地際の腐食に強いアルミ製を基本として設置環境に応じて設定するものとし、 維持管理の軽減化や長寿命化を図る。
- ●表示板は経済的で耐久性の高いものとし、耐候年数 10 年以上のプリント仕様とする。
- ●小路サインについては、「みはら歴史と観光の会」による既設の石柱と仕様を合わせ、白御影石(本磨仕上)の石柱に、彫り込み文字で小路名を表示する。









写真. 既設の石柱。幅 18cm×奥行 15cm×高さ手前 108cm・奥 117cm (白御影石本磨き仕上げ)

ウ. 表記

- ●観光施設名(日本語、英語)、ピクトグラム、矢印と距離表示を行うものとする。
- ●複数施設について表記する場合は、近い順に上から列記する。
- ●フォントやピクトグラム等の大きさについては、歩行者系総合案内サインと同様に「観 光活性化標識ガイドライン」等を参考にする。



設置イメージ. 歩行者系 誘導サイン(⑥)

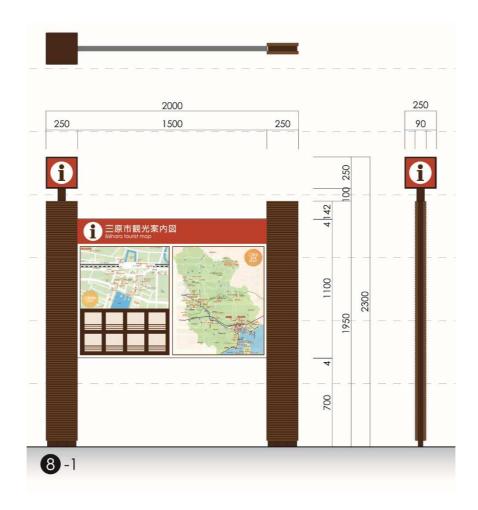


設置写真. 小路サイン (みはら歴史と観光の会)

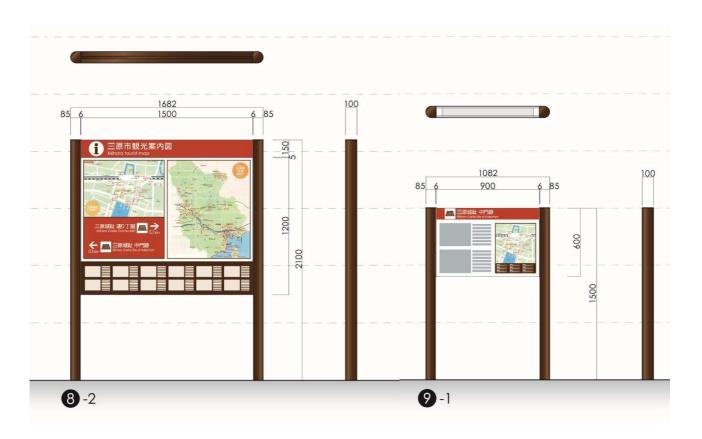
c.施設案内サイン

観光施設内に設置する、観光施設全体の概要を紹介する案内サインや、観光施設内の主要スポットでの解説サイン。

観光施設のサインに固有の統一デザインがある場合はそのデザインに沿うものとし、このようなサインの統一デザインが無い施設の場合に準拠するデザイン設定とする。



※上記寸法は参考値であり、設置場所に応じて設定するものとする。



※上記寸法は参考値であり、設置場所に応じて設定するものとする。

- ●施設案内サイン (®-1、®-2) は、観光施設の導入部付近、離合集散の場となる滞留空間 へ配置する。
- ●解説サイン(⑨-1)は、解説を必要とする観光資源の周囲で読みやすい位置に配置する。

イ. 規格および構造

●歩行者系案内サインと同仕様とする。

ウ. 表記

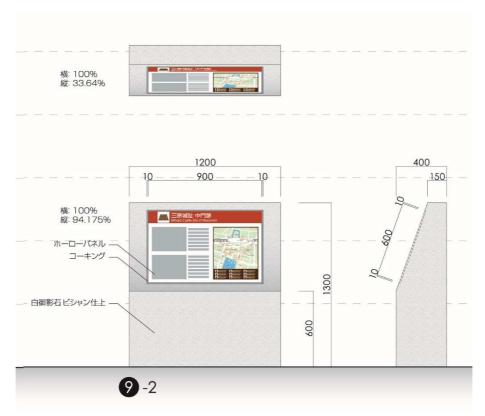
●フォントやピクトグラム等の大きさについては、歩行者系総合案内サインと同様に「観 光活性化標識ガイドライン」等を参考にする。

d.文化財案内サイン

小早川氏城跡(高山城跡、新高山城跡、三原城跡)共通の案内サイン、解説サイン。



※上記寸法は参考値であり、設置場所に応じて設定するものとする。



※上記寸法は参考値であり、設置場所に応じて設定するものとする。

- ●施設案内サイン (®-3) は、文化財敷地の導入部付近、離合集散の場となる滞留空間へ配置する。
- ●解説サイン(⑨-2)は、解説を必要とする観光資源の周囲で読みやすい位置に配置する。

イ. 規格および構造

- ●歴史的文化財と調和するよう、施設案内サイン(⑧-3)は木製を基本に検討を行う。
- ●解説サイン(⑨-2)は御影石製とし、文化財の解説内容に将来的な変更が想定されにくい場合は、ホーロー板への焼き付け等により高耐久性のプリントを行うことを検討する。

ウ. 表記

●フォントやピクトグラム等の大きさについては、歩行者系総合案内サインと同様に「観光活性化標識ガイドライン」等を参考にする。